

## サークル活動にかかる屋外施設の利用について (2020年7月作成)

サークル活動において、本学の屋外施設（グラウンド、テニスコート、グラウンド側の倉庫およびトイレ）を利用するにあたっては、以下の事項を遵守すること。

1. 対象施設の利用者は三密を避けるなどの基本的な感染防止対策を徹底すること。  
特に以下の点に留意すること。

(a) グラウンドおよびテニスコートを使用する際には、以下を遵守すること。

- ・利用者間で距離を取る(2m以上)
- ・プレー中以外にはマスクを着用する
- ・プレー中に大きな声で会話、応援等をしない
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う
- ・唾や痰を吐かない
- ・飲み物を回し飲みしない
- ・周囲となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする

(b) グラウンド側の倉庫を使用する際には、以下を遵守すること。

- ・倉庫内に入るのは2人までとし、扉を開放させ会話は必要最低限とする
- ・倉庫内で飲食やミーティング、休憩をしない
- ・共有物を触った際などには手洗いまたはアルコールによる手指の消毒を行う。

なお、手洗いをする際は、トイレではなくスリーオンスリーコート内またはグラウンド東側の水場を使用する。

(c) グラウンド側のトイレを使用する際には、以下を遵守すること。

- ・用を足した後はしっかりと備え付けの石鹸で手指を洗う
- ・ドアノブに手で触れずに扉を押して出る
- ・電灯を消灯しない

※屋外施設利用の際は、使用できるトイレはグラウンド側のもののみとする。

(校舎内のトイレは利用不可)

2. 利用者に上記の感染防止対策を徹底させるため、顧問（教員）が利用開始時に現場で感染防止対策などを利用者とともに確認する。

顧問が立ち会えない場合には、他の教職員が代理で立ち会う。

顧問と代理人は、当日の感染防止対策について事前に確認しておく。